

愛知県エコファーマーマーク使用規程

愛知県

(目的)

第1条 この規程は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を愛知県知事に提出し認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下、「マーク」という。）を使用するに当たり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、もって別紙1記載のマークの権利者である各県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 マークの使用を希望するエコファーマー（以下、マークの使用の申請書を提出した者を「申請者」という。）は、その住所地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を所管する農林水産事務所に申請書（様式第1号）を提出する。

- 2 前項の申請は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合は、当該団体名で申請することができる。この場合、団体の構成員の氏名、住所、認定番号の一覧及び規約等の写しを申請書に添付する。
- 3 知事は前2項の申請があった場合に、30日以内に使用を許可するか否かを申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、第1項もしくは第2項の申請内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、その住所地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を所管する農林水産事務所に報告しなければならない（様式第3号）。
- 5 マークは事前に許可を得た場合にのみ使用できるものとする。

(使用の態様)

第3条 前条により使用の許可を得た者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺、HP、看板等に表示することができる。

- 2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、みだりに改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。
- 3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 4 前項の場合、使用細則の使用例に定めるように、マーク近傍に下記の表記をしなければならない。

- (1) 「愛知県」の文字（識別できるフォントで記すこと）

(2) 認定番号

(3) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行なっています。」

「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字

(4) 別紙2に定めるエコファーマーと、エコファーマーマークに関する説明文(ただし、スペースの関係で記載する場合は難しい場合には、説明文を掲載したホームページのURLや問合せ先の電話番号等を記載してもよい。)

5 その他の使用に係る事項は、別途使用の細則を定める。

(使用期間)

第4条 使用期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、使用の許可を受けた日付以降で導入計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

(使用料)

第5条 マークの使用料は、無料とする。

(使用状況の報告)

第6条 第2条によりマークの使用の許可を得た者は、対象品目ごとに当該年度のマークの使用状況を使用状況報告書(様式第2号)によりその住所地(法人にあっては主たる事務所の所在地)を所管する農林水産事務所に提出するものとする。なお、使用状況報告書の提出期限は、別紙3に定めるとおりとする。(以下、マークの使用の許可を得た者のうち、実際にマークを使用している者を「使用者」という。)

(県の指導)

第7条 知事は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行うものとする。

2 知事は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行うことができる。

(使用の禁止)

第8条 知事は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マークの使用を禁止させることができる。

(1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合

(2) 第6条に基づく使用状況報告書が提出されない場合

(3) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合。

附則

本規程は、平成24年2月6日から施行する。

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

茨城県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2 9 乳製品、食肉、卵、冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、なめ物、豆
- 3 0 茶、みそ、穀物の加工品、米、脱穀済のえん麦、脱穀済の大麦、食用粉類
- 3 1 野菜、糖料作物、果実、あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、籾米、もろこし、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導、農業経営・その他の経営に関する情報の提供、農業関連商品の販売に関する情報の提供、農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授、農村文化の知識の教授、土壌改良技術の教授、農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催、農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査、農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究、農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）、害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）、病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）

(別紙2)

エコファーマーマークに関する説明文

エコファーマーとは、愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、愛知県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

(別紙3)

使用状況報告書の提出期限は下記のとおりとする。

対象年度	使用状況の報告対象期間	提出期限
24年度	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月末日
25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月末日

※ ただし、年度途中で使用の許可を受けた場合には、その日から報告対象期間の末日までとする。

1. 使用規程第3条について

(1) マークは導入計画に基づき生産された農産物に使用でき、農産物加工食品には使用できません。ただし、精米、荒茶等は、通常そのような形態で流通しているため、マークを使用することができる。

(2) マークはスーパー等で販売するときに、PRのために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意した使用とする。

(3) マークは視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。

(4) 第3条4項の近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はない。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくことなども可能である。

(5) 第3条4項(2)の認定番号については、第2条第3項の規定により団体が申請した場合に限り、認定番号に代えて、団体名を記載することができるものとする。ただし、消費者が当該団体の内容を知るために、インターネットホームページのURLや問合せ先の電話番号等を記載させなければならない。

2. 使用例

■ 使用例

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー*
愛知県
認定番号 〇〇〇

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー*
愛知県
認定番号 〇〇〇

エコファーマー eco farmer



エコファーマー*
愛知県
認定番号 〇〇〇

*エコファーマーとは、愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、愛知県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

◎団体名を使用する場合

■ 使用例

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー
愛知県
△△部会
URL : WWW.abcd.html

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー
愛知県
□□グループ
TEL 012-345-678□

エコファーマー eco farmer



エコファーマー
愛知県
●●●営農組合
URL : WWW.efgh.html

3. 使用禁止例

■ 使用禁止例



※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。

4. 表示色規程

■ 表示色規程

カラー再現

	プロセスカラー (4C)	特色
BLUE	C100 M30	DIC 181
GREEN	C90 Y100	DIC 2558
BLACK	K100	DIC 2368



モノクロ再現

BLACK	K100
--------------	------

